

5 再生可能エネルギーの導入等の促進 に関する条例の見直しについて

本日の御報告事項

報告事項① これまでの施行状況について

報告事項② 課題認識について

報告事項①

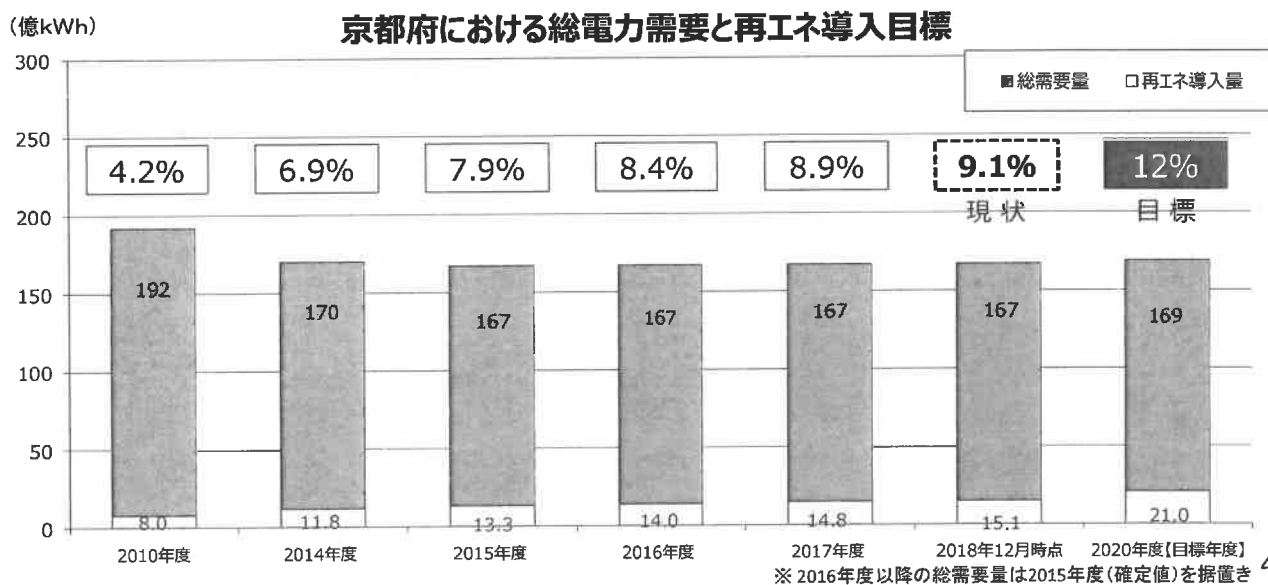
これまでの施行状況について

3

再エネ施策：ベンチマークの推移

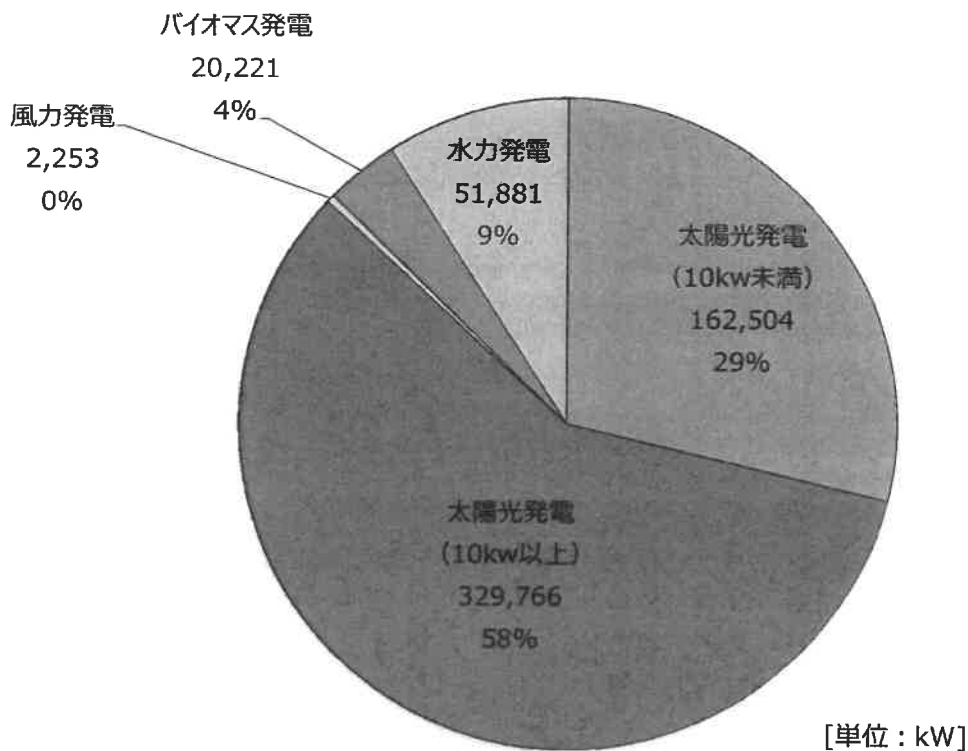
- 府は、「再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に基づく実施計画（再生可能エネルギー導入等促進プラン）により、再エネ設備の導入促進に関する施策を実施しているところ。
- 本プランでは、府内の総電力需要の12%（約21億kWh）を地域独自の再エネでまかなうことを目標に設定。

進捗：9.1%（15.1億kWh）（H30.12時点）



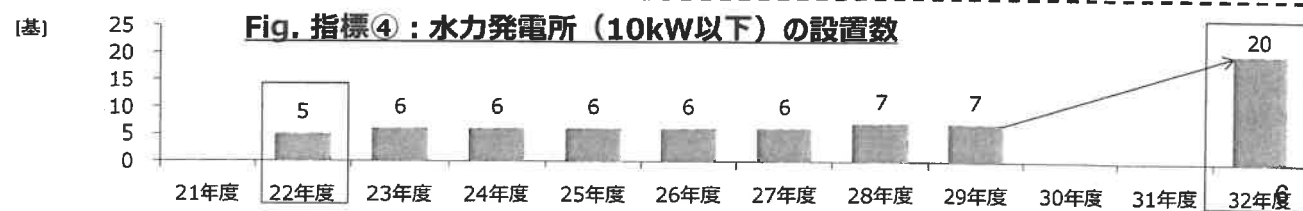
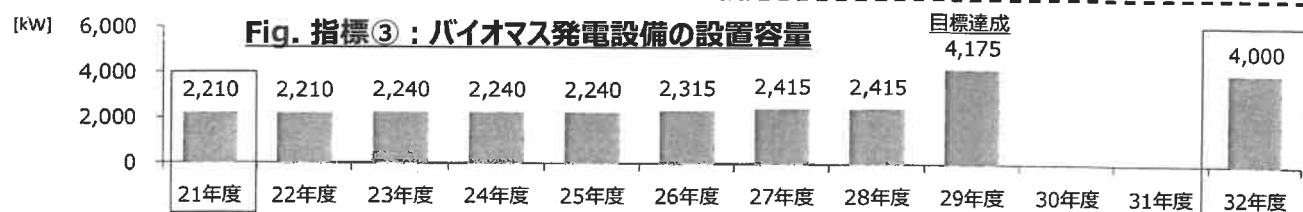
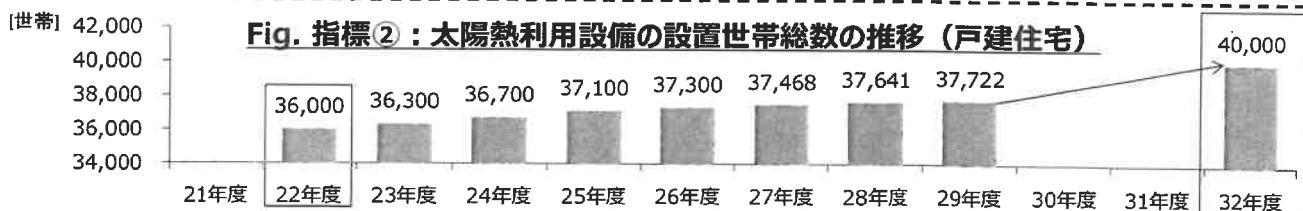
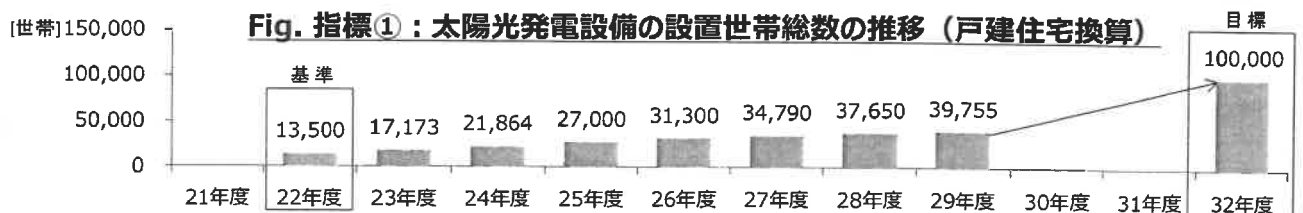
府内再生可能エネルギー導入状況

京都府内再生可能エネルギー導入状況 (H30.12月末現在)



5

再エネ施策：その他指標の推移



再エネ条例：施行状況（概要①）

1 条例の目的

再生可能エネルギーの供給量の増大等を図り、地球温暖化対策の推進と地域社会及び地域経済の健全な発展を目指す。（平成27年7月制定）

2 条例の規定事項

条項	規定事項	条項	規定事項
第3条	【府】関係者との連携及び協働	第19～23条	【府】導入等計画認定・支援
第4条	【府・民・事】再エネの優先的利用（努力義務）	第24条	【府】広報・顕彰
第5条	【府】実施計画の策定	第25条	【府】体制整備
第6条	【事】一般建築物（努力義務）	第26条	【府】府民向け融資（努力義務）
第7条	【事】特定建築物（義務）	第27条	【府】産業育成
第8条	【府・事】不特定・多数が使用する施設（努力義務）	第28条	【府】施策の評価・見直し（義務）
第9条	【事】小売電気事業者計画提出（義務）	第29条	【事】環境への配慮（努力義務）
第10～18条	【府】導入等支援団体の登録・支援	第30条	【府】財政上の措置（家庭向け自立型再エネ補助等）

3 主な施行状況

条項	施策の内容	検証期間	導入件数	①再エネ導入量	②予算規模 (補助額+減免額等)	②/①
第7条	特定建築物への再エネ導入義務	24～30年度※1	129	5,656 kW※2	0	-
第10～18条	NPO団体等の登録認定・減免	27～30年度	7	57 kW	190千円	3.3千円/kW
第19～23条	再エネ導入計画認定事業	27～30年度	39	490 kW	69,200千円	141千円/kW
第26条	スマートハウス支援事業（低金利融資）	23～30年度	553	2,460 kW※3	(貸付：1,092,300千円)	-
第30条	家庭向け自立型再エネ設備設置補助	28～30年度	1,238	5,366 kW	379,845千円	70.8千円/kW

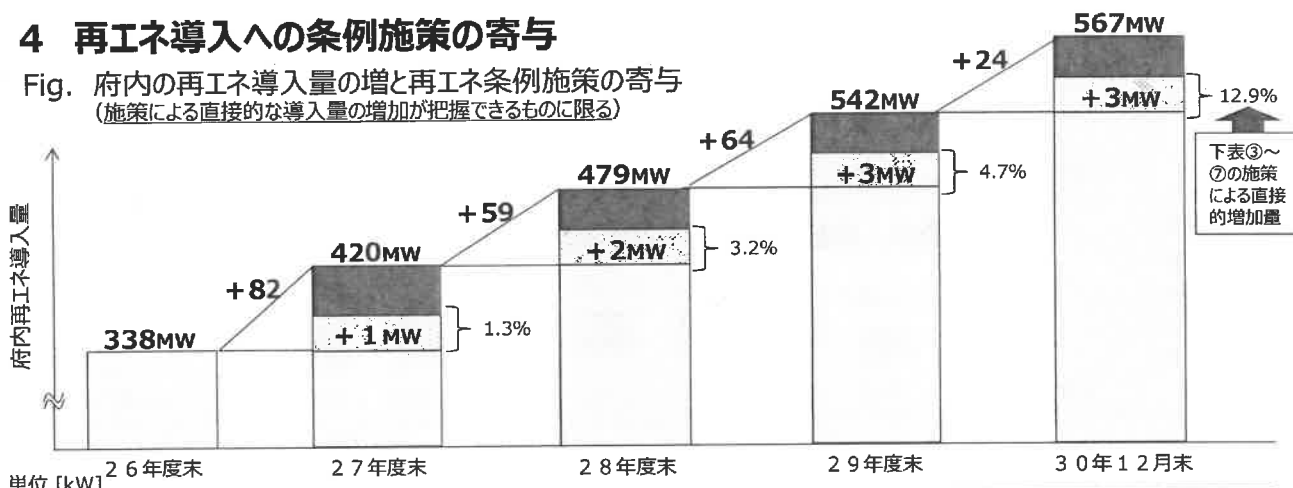
※1 再エネ条例への移行前は、温暖化対策条例に基づき執行
 ※2 導入量 (MJ換算) をすべて太陽光発電換算で算出 (年度ごとに導入した太陽光の平均発電効率を利用)
 ※3 再エネ設備 (太陽光発電) のみを計上

7

再エネ条例：施行状況（概要②）

4 再エネ導入への条例施策の寄与

Fig. 府内の再エネ導入量の増と再エネ条例施策の寄与
 (施策による直接的な導入量の増加が把握できるものに限る)



単位 [kW]	27年度	28年度	29年度	30年度	累計
① 府内再エネ導入量	420,335	478,961	542,531	566,625	-
② 単年増加分	81,553	58,626	63,569	24,095	227,843
③ 特定建築物への再エネ導入義務	639	169	982	502	2,293
④ NPO団体等の登録認定・減免	10	23	4	20	57
⑤ 再エネ導入計画認定事業	68	167	110	145	490
⑥ スマートハウス推進事業（低金利融資）	311	291	144	52	798
⑦ (参考) 家庭向け自立補助	-	1,252	1,733	2,381	5,365
⑧ 条例施策の寄与 (③～⑦合計)	1,028	1,902	2,973	3,099	9,003
⑨ ⑧/②	1.3%	3.2%	4.7%	12.9%	4.0% ⁸

特定建築物への再エネ導入義務（第7条）①

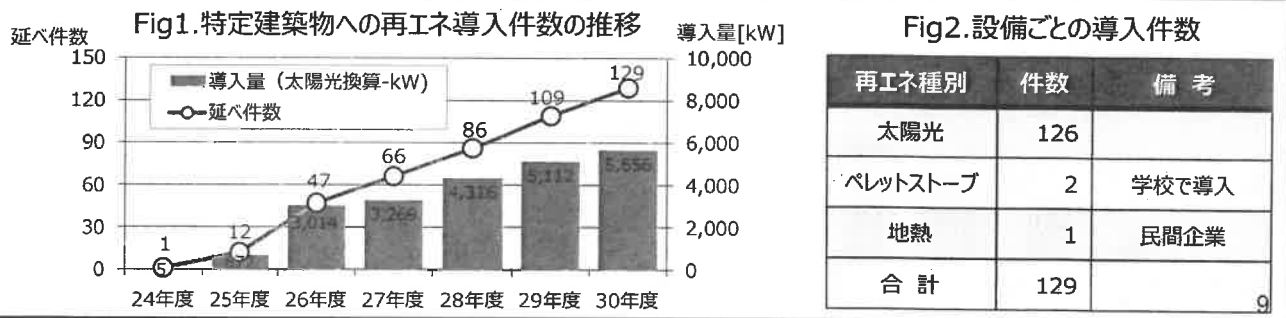
1 制度概要

- 延床面積が2,000㎡以上の建築物の新築又は増築しようとする者に対して、再生可能エネルギーを利用するための設備の導入（3万MJ以上）を義務化（再エネを効率的又は自立的に利用するための設備の導入も努力義務として規定）。
 - ※ 27年度の再エネ条例制定時に地球温暖化対策条例から移管。京都市対策条例にも同様の規定あり
 - ※ 建築物への再エネ導入を義務付けた条例は京都府・京都市条例が全国唯一

2 事業スキーム



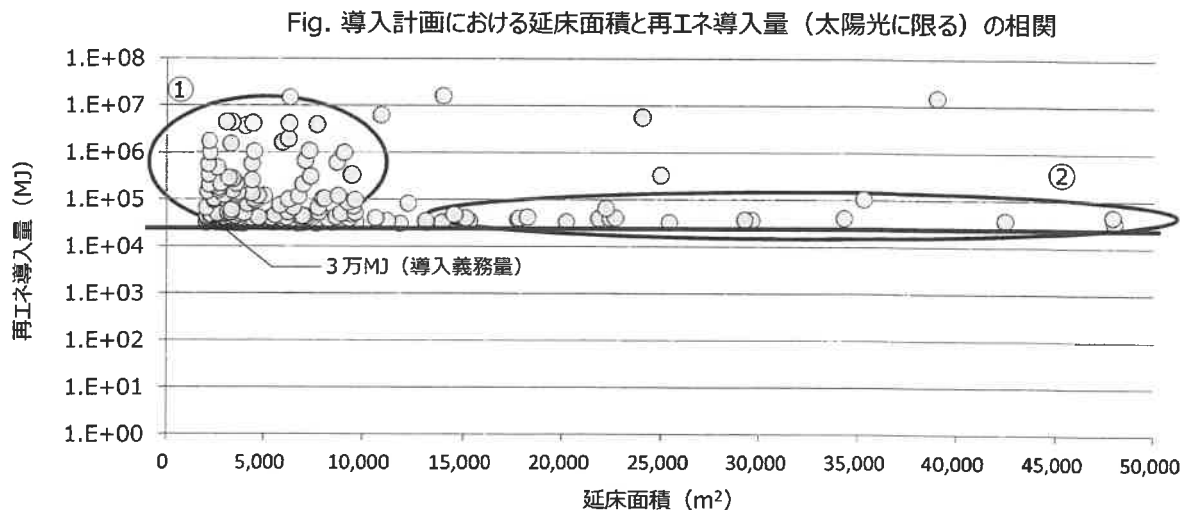
3 施行状況



特定建築物への再エネ導入義務（第7条）②

4 考察・課題認識

- 7年間（24～30年度）で129事業所で計5,656kWの再エネ設備が導入され、一定の成果が得られている。
- 延床面積が10,000㎡未満の比較的規模の小さな建築物においても、義務量を超す再エネを導入する事例が多く見られる一方（下図①）、大規模案件においても義務量程度しか導入されていない案件も散見（下図②）。
- 事業者への負担は配慮しつつ、延床面積に合わせた導入義務量を規定する等の制度改正の検討が必要でないか。



再エネ導入計画認定事業（第19～23条）①

1 制度概要

- 中小事業者等（中小企業、社会福祉法人、学校法人、医療法人、個人事業者等）やNPO等による自立型再エネの設備導入に関する計画を認定し、認定を受けた設備導入に対して支援（事業税の減免・補助制度）。

2 事業内容

対象事業①：中小事業者等が再エネ設備及び効率的利用設備（EMS・蓄電池）を新設又は増設し、発電した電力を自己消費する事業
【支援内容】以下のいずれかを選択
 ・法人、個人事業税の減免：設備取得額の1/3（上限1,000万円）
 ・補助金：設備取得価額の1/3（EMS・蓄電池両方設置：1/2）（上限400万円）

対象事業②：NPO法人等が地域と協働し、再エネ設備（太陽光除く）を新設・増設し、当該地域で利用する事業
【支援内容】以下のいずれかを選択
 ・法人、個人事業税の減免：設備取得額の1/3（上限1,000万円）
 ・補助金：設備取得価額の1/3（上限400万円）

3 施行状況（対象事業①）

Fig.1 認定件数・導入量の推移（累積）

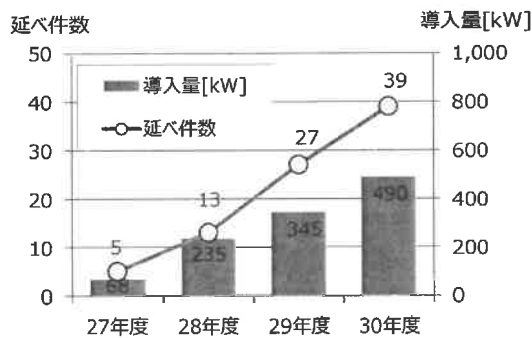


Fig.2 効率的利用設備導入状況

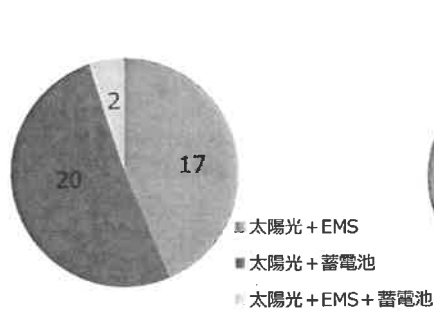
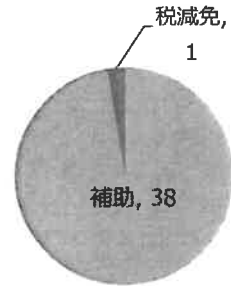


Fig.3 補助/税減免の選択状況



※ 対象事業②は実績なし

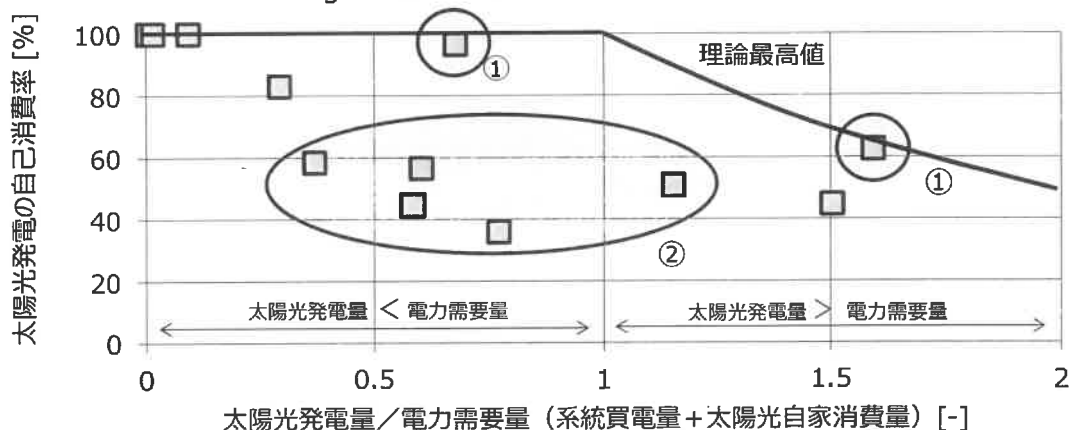
再エネ導入計画認定事業（第19～23条）②

4 考察・課題認識

- 「自己消費」を目的とした事業認定であり、認定事業の実績値でも概ね太陽光発電量は電力需要量未滿。
- 認定事業は、効率的利用設備（EMS又は蓄電池）の導入が必要とされているところ、当該設備の活用等により太陽光発電の自己消費率が極めて高いケースも見られるが（下図①）、自己消費率が低い（＝FIT等の売電率が高い）ケースも散見（下図②）。

※ 税減免を選択する認定事業者は1者のみで、残りの事業者はすべて補助を選択。

Fig. 太陽光発電の自自己消費率の分布



(注) データ提供（任意）のあった事業者のデータのみ掲載

報告事項②

課題認識について

13

再エネ施策に対する課題認識

1 中小企業・府民の再エネに関する意識醸成・利活用支援

- 中小企業・府民の再エネに対する意識はまだ低く、意識醸成の取組が必要。（自家消費の推進含む）
- 併せて、（大企業等のみでなく）再エネ調達を望む中小企業・府民が調達を実現できる仕組みづくりが必要。

2 FIT制度から自立した長期安定的な再エネ事業の推進

- FIT買取価格の低下等に伴い投資意欲が減衰する中、府内における投資を呼び込むためには、環境価値に対する需要コースの創出（意識醸成）が必要。
- FIT終了後の電源については、再投資による長期安定的な発電事業を促す仕組みづくりが必要。

3 地域との共生

- 地域に賦存する再エネを活用した地産地消、地域への新たな産業創出・経済循環等による地域活性化、災害時における地域のエネルギー安定供給等の仕組みづくりをどう進めるか。
- 周辺環境への配慮など、地域と共生した再エネの導入を促す仕組みづくりが必要。

4 再生可能エネルギーの安定供給

- 府内の再エネの9割は太陽光発電が占めており、再エネの安定供給の観点から、引き続き多様な再エネの導入推進が必要。
- 地域の再エネを分散電源として本格的に活用するためには、VPP（バーチャルパワープラント）や水素を用いたエネルギー貯蔵・利用技術の普及が必要。

5 条例義務規定（特定建築物等）の公平性・実効性の向上

- 条例において一定規模以上の建築物の新築・改築には一定量の再エネの導入が義務付けられているところ、施設規模により導入義務量を変える等、公平性・実効性の担保が必要。

14

課題認識を踏まえた改正項目の論点整理

- 現行条例の義務規定等の見直しについては合同部会で議論し、新規施策については別途有識者会議（令和元年8月～）で議論することとしてはどうか。

※ 有識者会議の議論の結果は、適宜合同部会に報告予定。

合同部会

■ 現行の義務規定等の見直し

- ① 特定建築物への再エネ導入義務制度
- ② 再エネ導入計画認定事業
- ③ 小売電気事業者の報告・公表制度
- ④ その他

有識者会議

■ 新規施策

15